

議案第 19 号

三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例  
(案)

(特別災害の減免措置)

- 第 1 条 特別災害により被害を受けた者が納付すべき個人の市民税(以下「市民税」という。)、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び介護保険料(以下「市税等」という。)の減免については、三次市税条例(平成 16 年三次市条例第 78 号)、三次市都市計画税条例(平成 16 年三次市条例第 81 号)、三次市国民健康保険税条例(平成 16 年三次市条例第 82 号)及び三次市介護保険条例(平成 16 年三次市条例第 160 号)の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。
- 2 前項の特別災害とは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害及び同法の適用に至らない災害で広島県が援護することを要すると認められたものその他三次市の区域内に広範囲に発生した災害で市長が指定したものをいう。
- 3 市長は、前項の災害及びその地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(定義)

第2条 この条例において「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」及び「床上浸水」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2の規定による被害の状況調査(災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)及び被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の一部を改正する法律の施行について(平成22年9月3日付府政防第608号内閣府政策統括官(防災担当)通知)により、実施した被害認定調査)に基づく、り災証明書で証明を受けた被害の程度をいう。

(市民税の減免)

第3条 市長は、特別災害により市民税の納税義務者が次の事由に該当することとなった場合には、当該納税義務者が納付すべき当該年度分の市民税に係る税額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するもの(特別徴収される市民税に係る税額については、当該特別災害を受けた日の属する月の初日以後において特別徴収すべき税額とする。以下同じ。)について、次の表に掲げる区分に従い、それぞれの該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡したとき。	全部
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなったとき。	全部
障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。以下同じ。)となったとき。	10分の9
重篤な傷病(治療に2月以上を要し、又は多額の治療費を要する負傷で障害者となるに至らない程度のものをいう。以下同じ。)を負ったとき。	10分の8
同一生計配偶者(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。)又は扶養	10分の8

親族（法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が死亡したとき。	
同一生計配偶者又は扶養親族が障害者となったとき。	10分の6

2 市長は、市民税の納税義務者のうち、特別災害によりその者（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について生じた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上の額であるもので前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であるものが納付すべき当該年度分の市民税に係る税額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表に掲げる区分に従い、それぞれの該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が10分の3以上10分の5未満のとき、 又は災判定が大規模半壊若しくは半壊であるとき。	損害の程度が10分の5以上のとき、 又は災判定が全壊であるとき。
500万円以下であるとき。	2分の1	全部

500万円を超え 750万円以下で あるとき。	4分の1	2分の1
750万円を超え るとき。	8分の1	4分の1

- 3 市長は、特別災害により当該年中に収穫すべき農作物について生じた損失額の合計額（当該年中に収穫すべき農作物の減収価額から農業保険法（昭和22年法律第185号）により支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上の額である市民税の納税義務者で前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）が納付すべき農業所得に係る市民税の所得割の額（当該年度分の市民税の所得割の額に前年中における農業所得の金額の同年中の合計所得金額に対する割合を乗じて得た額）のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについては、前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる区分に従い、それぞれの該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき。	全部
300万円を超え400万円以下であるとき。	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき。	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超えるとき。	10分の2

- 4 第1項又は第2項の規定により減免すべき税額がある場合における前項の規定による減免の額については、別に市長が定めるところにより算定した額を限度額とする。

（土地に対する固定資産税の減免）

第4条 市長は、特別災害により土地が流失、水没、埋没又は崩壊等の被害を受け、使用不能となった場合には、当該土地（被害を受けた一筆ごとの土地をいう。以下同じ。）に係る固定資産税の納税義務者が納付すべき当該年度分の固

定資産税に係る税額のうち，当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて，次の表に掲げる区分に従い，それぞれの該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し，又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4

(家屋に対する固定資産税の減免)

第5条 市長は，特別災害により被害を受けた家屋に係る固定資産税の納税義務者が納付すべき当該年度分の固定資産税に係る税額のうち，当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて，次の表に掲げる区分に従い，それぞれの該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し，又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊，流失，埋没等により家屋の原形をとどめないとき，若しくは復旧不能のとき，又は災判定が全壊であるとき。	全部
主要構造部分が著しく損傷し，大修理を必要とする場合で，当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき，又は災判定が大規模半壊であるとき。	10分の8
屋根，内壁，外壁，建具等に損傷を受け，居住若しくは使用目的を著しく損じた場合で，当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき，又は災判定が半壊であるとき。	10分の6

<p>下壁，畳等に損傷を受け，居住若しくは使用目的を損じ，修理若しくは取替えを必要とする場合で，当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき，又は水害によるり災判定が半壊に至らない（床上浸水）であるとき。</p>	<p>10分の4</p>
---	--------------

（償却資産に対する固定資産税の減免）

第6条 市長は，特別災害により被害を受けた償却資産に係る固定資産税の納税義務者が納付すべき当該年度分の固定資産税に係る税額のうち，当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて，前条の規定の例により軽減し，又は免除する。この場合の被害の程度は，当該償却資産ごとに算定するものとする。

（都市計画税の減免）

第7条 市長は，特別災害により被害を受けた土地，家屋に係る都市計画税の納税義務者が納付すべき当該年度分の都市計画税に係る税額のうち，当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて，第4条及び第5条の規定により軽減し，又は免除する。

（国民健康保険税の減免）

第8条 市長は，特別災害により国民健康保険税の納税義務者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（納税義務者の世帯に属する被保険者を含む。（以下「同一世帯被保険者」という。））が次の事由に該当することとなった場合には，当該納税義務者が納付すべき当該年度分の国民健康保険税に係る税額のうち，当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するもの（特別徴収される国民健康保険税に係る税額については，特別徴収対象年金給付の支払日以後において特別徴収する税額とする。以下同じ。）について，次の表に掲げる区分に従い，それぞれの該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し，又は免除する。この場合において，行方が不明となった者が当該特別災害年度の3月31日までの間にその行方が明らかとなったときは，行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの国民健康保険税に係る税額とする。

事由	軽減又は免除の割合
----	-----------

死亡したとき。	全部
障害者となったとき。	全部
重篤な傷病を負ったとき。	全部
行方が不明となったとき。	全部
廃業又は失業したとき。	全部
同一世帯被保険者が死亡したとき。	10分の8
同一世帯被保険者が障害者となったとき。	10分の6
同一世帯被保険者の行方が不明となったとき。	当該世帯の被保険者全員について算定した税額と行方不明者以外の被保険者について算定した税額との差額

- 2 市長は、特別災害により当該年中の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減収が見込まれ、次の各号のいずれにも該当するものについては、当該納税義務者が納付すべき当該年度の国民健康保険税に係る税額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、第3条第3項の表の区分に従い、それぞれの該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。

前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

- 3 市長は、国民健康保険税の納税義務者が居住する住宅が、特別災害により損害を受けた場合には、当該納税義務者が納付すべき当該年度分の国民健康保険税に係る税額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するも

のについて、次の表に掲げる区分に従い、それぞれの該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。この場合において、長期避難世帯(被災者生活再建支援法第2条第2号八に該当する世帯をいう。以下同じ。)の生計を主として維持する者については、その居住する住宅の損害の程度を全壊とみなすものとする。

損害の程度	軽減又は免除の割合
り災判定が全壊であるとき。	全部
り災判定が大規模半壊又は半壊であるとき。	2分の1
水害によるり災判定が半壊に至らない(床上浸水)であるとき。	4分の1
転入者で、他市町村においてり災証明書の交付をうけ、その判定が半壊以上であるとき。	4分の1

- 4 前3項に規定する減免基準のうち複数の基準に該当するときは、減免の割合が最も大きい基準に従って減免額を算定するものとする。

(介護保険料の減免)

第9条 市長は、特別災害により介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1項に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)又はその属する世帯の生計を主として維持するものが次の事由に該当することとなった場合には、当該第1号被保険者が納付すべき当該年度分の介護保険料の額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するもの(特別徴収される介護保険料に係る額については、特別徴収対象年金給付の支払日以後において特別徴収する額とする。以下同じ。)について、次の表の区分に従い、それぞれの該当欄に掲げる率を当該額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。この場合において、行方が不明となった者が当該特別災害年度の3月31日までの間にその行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの介護保険料に係る額とする。

事由	軽減又は免除の割合
死亡したとき。	全部
障害者となったとき。	全部



重篤な傷病を負ったとき。	全部
行方が不明となったとき。	全部
廃業又は失業したとき。	全部

2 市長は、第1号被保険者のうち、特別災害により当該第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の居住する住宅が、特別災害により損害を受けた場合には、当該第1号被保険者が納付すべき当該年度分の介護保険料の額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、第8条第3項の表の区分に従い、それぞれの該当欄に掲げる率を当該額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。この場合において、長期避難世帯の生計を主として維持する者については、その居住する住宅の損害の程度を全壊とみなすものとする。

3 市長は、特別災害により当該年中の事業収入等の減収が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上である第1号被保険者（合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超えるものを除く。）には、当該第1号被保険者が納付すべき当該年度分の介護保険料の額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表の区分に従い、それぞれの該当欄に掲げる率を当該額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
200万円以下であるとき。	全部
200万円を超えるとき。	10分の8

4 前3項に規定する減免基準のうち複数の基準に該当するときは、減免の割合が最も大きい基準に従って減免額を算定するものとする。

（災害発生日の特例）

第10条 毎年1月1日から3月31日までに発生した特別災害については、当該年の4月1日に当該特別災害が発生したものとみなして第3条から前条までの規定を適用する。

（減免の申請）

第11条 第3条から前条までの規定により市税等の減免を受けようとする者は、

申請書に被害を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、被害を証明する書類を添付できない特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（減免の決定通知）

第12条 市長は、前条の規定による減免の申請があった場合には、速やかにその被害の事実、程度等の状況の調査を行い、減免の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（減免の取消し）

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により市税等の減免を受けた者がある場合は、直ちにその者に係る減免の全部又は一部について取り消さなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。